防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

ＤＳＰ
Ｄ　０００２Ｊ（４）

制定　昭和　52年3月30日
改正　令和　6年9月25日

$1\frac{1}{2}$tトラック

（TRUCK, CARGO）

この改正票は，ＤＳＰ Ｄ ０００２Ｊ（$1\frac{1}{2}$ｔトラック）についてのものであり，ＤＳＰ Ｄ ０００２Ｊ（３）を含め，累積記載されている。この改正票はＤＳＰ Ｄ ０００２Ｊと併用される。

1.4 a)　**規格**　中

ＪＩＳ Ｄ １０１５　　自動車－惰行試験方法

を削除する。

1.4 b)　**仕様書**　中

ＤＳＰ Ｚ ９００４　　技術変更提案書の様式

を追加する。

2.4 **ねじ部品類**　を次のように改める。

ねじ部品類は，日本産業規格に規定されたもの，又は製造者標準品を使用する。

2.5.1 g)　中　次を追加する。

25)　操縦手席及び助手席の床面に滑り止め処置を施す。

2.5.1 h)　中　3)を次のように改める。

3)　床板は，厚さ約1.2 ｍｍの波鋼板とする。

2.5.1 i)　を次のように改める。

i)　灯火類は，**表３**による。

なお，灯火類に使用する電球は，日本産業規格に規定されたもの，又は製造者標準品を使用する。

表３－灯火類

名称		規定	数量
霧灯		ＬＥＤ	2
管制用	運転灯	２４ Ｖ １２ Ｗ	1
	制動灯・尾灯	２４ Ｖ ５ Ｗ又は６ Ｗ	各２
	車幅灯		2

2.5.3　**質量**

質量は，**表４**を標準とする。

表４－質量　　**単位**　kg

区分		規定
空車質量		３ 140
空車状態の配分質量	前軸重	１ 975
	後軸重	１ 165
標準積載状態の質量		４ 880
最大積載状態の質量		５ 380

2.6.2　**表５**　を次のように改める。

表５－性能・機能

項目		規定
最大安定傾斜角		右側及び左側に３５度未満の傾きで転覆してはならない。
渡渉能力		水位８０　ｃｍでの走行が可能とする。
走行性能	運行性能	異常があってはならない。
	速度計目盛り調べ	訓令の規定に適合しなければならない。
	燃料消費率	６．５　ｋｍ／Ｌ以上（６０　ｋｍ／ｈ）とする。
	ブレーキ装置性能	訓令の規定に適合しなければならない。
	加速能力	発進加速２００　ｍで１９秒以下とする。
	最高速度	９０　ｋｍ／ｈ以上とする。
	登坂能力	５８　％（ｔａｎの値）勾配の登坂が可能とする。
	最小回転（旋回）半径	７　ｍ以下とする。
	最低速度	異常があってはならない。
	騒音	訓令の規定に適合しなければならない。
	排気	
機能		異常があってはならない。

5.5　**技術変更提案**　を追加する。

契約の相手方は，技術変更提案を要する事項が発生した場合は，ＤＳＰ　Ｚ　９００４によって技術変更提案書を作成し契約担当官等に提出する。

付表１　を次のように改める。

付表１－1$\frac{1}{2}$tトラックの検査項目，試験方法及び判定基準

<table>
<tr><th colspan="3">検査項目</th><th>試験方法</th><th>判定基準</th></tr>
<tr><td colspan="3">ねじ部品類</td><td rowspan="4">目視による。</td><td>2.4による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">構造</td><td>2.5.1による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">形状</td><td>2.5.2による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">外観</td><td>2.6.1による。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">定置試験</td><td colspan="2">寸法・質量</td><td>空車状態で，トラックの全長，全幅，全高，軸距，輪距（前後），最低地上高，荷台（内法）及び操縦室（外側）の寸法並びに車両質量について，計測器を使用して計測する。
なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，計測を省略し，資料の提示によって確認する。</td><td>2.5.2及び
2.5.3による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最大安定傾斜角</td><td>空車状態でトラックを傾斜台に乗せ，トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし，実測を行い難い場合は，計算値の提示に代えてもよい。
なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。</td><td rowspan="6">2.6.2による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">渡渉能力</td><td>最大積載状態で，河底堅硬な静水中を走行して調べる。又は，空車状態で，浸水によって走行不能となる部位の最低地上高を間接的方法によって計測する。
なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し，資料の提示によって確認する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">走行性能</td><td rowspan="3">運行試験</td><td>中距離運行試験</td><td>ＪＩＳ Ｄ １０２２及びＪＩＳ Ｄ １０１８によって最大積載状態で２００ ｋｍ以上走行し，その間，各装置の機能，作動，漏れ，亀裂，破損，異音，過熱などを調べる。
なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示に代え走行機能検査のみを行う。</td></tr>
<tr><td>長坂路試験</td><td>ＪＩＳ Ｄ １０１８による。
なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。</td></tr>
<tr><td>不整地試験</td><td>標準積載状態で起伏，凹凸のある場所で１０ ｋｍ以上走行又は１時間走行し，走行距離及び走行時間，燃料消費量，各部の温度（大気・冷却水・潤滑油等）を計測する。
なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。</td></tr>
</table>

付表１－1$\frac{1}{2}$tトラックの検査項目，試験方法及び判定基準（続き）

検査項目			試験方法	判定基準
走行性能	定地試験	速度計目盛り調べ	ＪＩＳ Ｄ １０１１による。 なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。	2.6.2による。
		燃料消費率	ＪＩＳ Ｄ １０１２による。 なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。	
		ブレーキ装置性能	主制動装置の試験は，訓令に基づきブレーキテスタを用いて制動力を測定する。ただし，走行試験で確認する場合は，初速６０ｋｍ/ｈで停止距離を測定する。駐車ブレーキは，最大積載状態で１８ ％勾配（ｔａｎの値）の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。 なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。	
		加速能力	ＪＩＳ Ｄ １０１４による。 なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。	
		最高速度	ＪＩＳ Ｄ １０１６による。 なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。	
		登坂能力	ＪＩＳ Ｄ １０１７による。ただし，試験場所その他やむを得ない状況によって試験を行い難い場合には，走行性能曲線図又は計算書の提示に代えてもよい。	
		最小回転（旋回）半径	空車状態又は最大積載状態で，かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して，低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。 なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。	

付表１－1$\frac{1}{2}$tトラックの検査項目，試験方法及び判定基準（続き）

<table>
<tr><th colspan="3">検査項目</th><th>試験方法</th><th>判定基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">走行性能</td><td rowspan="3">定地試験</td><td>最低速度</td><td>最大積載状態で，舗装路面上を４　ｋｍ／ｈ以下の速度で１０分間以上連続運行し，各部分の低速に対する作動状況，安定度などを調べる。
　なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。</td><td rowspan="4">2.6.2による。</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td rowspan="2">訓令の規定に適合していることを確認する。
　なお，同一名称及び同一型式として，納入実績があり，官側の完成検査を合格している場合は，省略し資料の提示によって確認する。</td></tr>
<tr><td>排気</td></tr>
<tr><td colspan="3">機能</td><td>作動，漏れ，異音，過熱などを調べる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">塗装</td><td rowspan="3">目視による。</td><td>2.7による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">製品の表示</td><td>2.8による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">標識</td><td>2.9による。</td></tr>
</table>

空　白

防 衛 省 仕 様 書

ＤＳＰ
Ｄ 0002Ｊ

１ $\frac{1}{2}$ ｔトラック

制定 昭和52年 3月30日
改正 令和 3年 2月22日

（TRUCK, CARGO）

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，人員及び補給品の輸送，通信器材及び射撃統制装置の搭載などに使用するキャブオーバ形総輪駆動の$1\frac{1}{2}$tトラック（以下，トラックという。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＪＩＳ Ｄ ０１０１，ＪＩＳ Ｄ ０１０２及びＪＩＳ Ｄ ０１０５による。

1.2.1

空車状態

空車状態とは，トラックに燃料，潤滑油，冷却水などを全量搭載し，携行工具，附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし，タイヤチェーン，燃料携行缶，洋形おの，ショベル及びバチツルハシは含まない。

1.2.2

標準積載状態

標準積載状態とは，空車状態のトラックに操縦手1名（80 kg），助手2名（80 kg×2）及び正規積載質量1 500 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.2.3

最大積載状態

最大積載状態とは，空車状態のトラックに操縦手1名（80 kg），助手2名（80 kg×2）及び最大積載質量2 000 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，**表１**による。

表１－製品の呼び方

種類	物品番号
$1\frac{1}{2}$tトラック	2320－286－2395－5

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

ＪＩＳ Ａ ８９０２　ショベル及びスコップ
ＪＩＳ Ｄ ０１０１　自動車の種類に関する用語
ＪＩＳ Ｄ ０１０２　自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
ＪＩＳ Ｄ ０１０５　トラックの普通荷台に関する用語

ＪＩＳ Ｄ １０１１	自動車部品－スピードメーター校正方法
ＪＩＳ Ｄ １０１２	自動車－燃料消費率試験方法
ＪＩＳ Ｄ １０１４	自動車加速試験方法
ＪＩＳ Ｄ １０１５	自動車－惰行試験方法
ＪＩＳ Ｄ １０１６	自動車最高速度試験方法
ＪＩＳ Ｄ １０１７	自動車－急坂路試験方法
ＪＩＳ Ｄ １０１８	自動車長坂路試験方法
ＪＩＳ Ｄ １０２２	自動車運行試験方法
ＪＩＳ Ｄ ４１０２	空気入りタイヤ用ホイール及びリム－用語・呼び・表示
ＪＩＳ Ｄ ５３０１	始動用鉛蓄電池
ＪＩＳ Ｄ ６６０６	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
ＪＩＳ Ｋ ５５７２	フタル酸樹脂エナメル
ＪＩＳ Ｋ ５６５１	アミノアルキド樹脂塗料
ＪＩＳ Ｒ ３２１１	自動車用安全ガラス
ＮＤＳ Ｚ ８０１１	角形銘板
ＮＤＳ Ｚ ８２０１	標準色
ＪＡＴＭＡ ＹＥＡＲ ＢＯＯＫ	日本自動車タイヤ協会規格

b) **仕様書**

ＤＳＰ Ｌ ４７６８	帆布
ＤＳＰ Ｚ １００５	燃料携行缶

c) **法令等**

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトラックは，自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，訓令という。）に適合しなければならない。

2.2 部品・付加材等・工具類の互換性

官側で保有する部品，付加材等及び工具類の使用に，極力互換性を確保しなければならない。

2.3 構成

構成は，次による。

a) 機関

b) 動力伝達装置及び走行装置

c) ブレーキ装置

d) 懸架装置

e) かじ取り装置

f) フレーム

g) 操縦室

h) 荷台

i)　灯火類

j)　附属装置など

2.4　ねじ部品類

ねじ部品類は，日本産業規格に規定されたもの，又は同等品を使用する。

2.5　構造・形状・寸法・質量

2.5.1　構造

構造は，次による。

a)　機関は，次によるほか，後処理装置を設けない。

1)　種類・形式　　4サイクル水冷ディーゼル直接噴射式，吸気冷却式過給機付き

2)　最大出力　　約125 kW／2 800 min^{-1}(ネット)

3)　最大トルク　　約430 N･m／1 600 min^{-1}(ネット)

4)　充電発電機　　交流式24 V－80 A

5)　始動電動機　　ピニオンシフト式　24 V－5 kW

6)　燃料タンク　　容量 約115 L

7)　始動用鉛蓄電池　ＪＩＳ Ｄ ５３０１の105D31R 2個

b)　動力伝達装置及び走行装置は，次による。

1)　駆動方式は，フルタイム4WDとする。

2)　トルクコンバータは，3要素1段2相形(ロックアップ機構付き)とする。

3)　変速機は，4速ロックアップ付きオートマチックトランスミッションとし，空冷オイルクーラ付き，電子制御遊星歯車式，シフトロック機構付き及びリバース警報装置付きとする。

4)　副変速機は，高速及び低速に切換え(デフロック付き)ができる構造とする。

5)　減速機は，ロック付き差動制限機構付きとし，減速比は3．461とする。

6)　タイヤは，ＪＡＴＭＡ ＹＥＡＲ ＢＯＯＫの 37×12．50R17．5LT，チューブレスでトレッドパターンはブロックのものを4本取り付ける。

なお，ホイールは，ＪＩＳ Ｄ ４１０２による呼びが17．5×8．25，6本ボルト取付用とする。

c)　ブレーキ装置は，次による。

1)　常用ブレーキは，油圧真空倍力装置付きのインボード型4輪ディスクブレーキとし，ロードセンシングプロポーショニングバルブを取り付ける。

2)　駐車ブレーキは，センターブレーキ方式(ドラム)とする。

3)　補助ブレーキは，排気管開閉弁式排気ブレーキとする。

d)　懸架装置は，前車軸及び後車軸ともダブルウィッシュボーン式独立懸架とし，ばねはアッパートーションバ方式とする。

e)　かじ取り装置は，次による。

1)　ハンドルの位置は右側とし，ステアリングロック付きとする。

2)　歯車装置は，パワーステアリング装置付きのボールナット式とする。

f)　フレームは，箱形断面のはしご形とする。

g)　操縦室は，次による。

1)　操縦室は，セミクローズドキャブとし，前窓は前倒しが可能な構造とする。

2)　乗車定員は，3名とする。

3)　前窓及び側面ドアに使用するガラスは，**表２**による。

表２－ガラスの種類

部位	規定
前窓	ＪＩＳ Ｒ ３２１１の合わせガラスA
側面ドア	ＪＩＳ Ｒ ３２１１の強化ガラス

4)　ワイパは，ワイパブレード3個を取り付けた3モード（高速，低速及び間欠）の電動リンク式とする。

5)　ドアは，鋼製とし，開閉窓並びにキーシリンダ及びロック機能を設ける。

6)　計器盤には，水温計，燃料計などの計器を取り付け，センターデフロックスイッチ部にプロテクタを設けるとともに，操縦手が容易に確認できる有効な照明装置を備える。また，操縦手が容易に確認できるアッパビームのインジケータランプ及び機関低油圧ウォーニングランプを取り付ける。

7)　空調装置（エアコン）を取り付けるほか，容量は，操縦室に適合した容量とする。

8)　消火器の取付具を，操縦室内の適宜の位置に取り付ける。

9)　非常信号灯の取付具を，操縦室内の適宜の位置に取り付ける。

10)　車両用ラジオを取り付けるほか，ラジオ用アンテナは，着脱できる構造とする。

11)　操縦手席は，前後に位置を調整できる構造とする。

12)　操縦手席用及び助手席用のサンバイザを，取り付ける。

13)　灰皿は，操縦手席及び助手席の近くにそれぞれ取り付ける。

14)　握り棒を，助手席及び中央の座席の前方に取り付ける。

15)　2極丸形コネクタ用コンセントを，助手席の付近に設ける。

16)　ほろ骨は，ほろのたるみを支えるように取り付ける。

なお，ほろ骨は，鋼製とし，取り外しができなければならない。

17)　運転台用ほろは，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ビニロン・ポリエステル交織帆布10号[1]（OD色）とし，背面は，巻き上げ可能な構造とする。両側面と背面は，透明ビニル製の窓付きとする。

注[1]　ＤＳＰ Ｌ ４７６８のビニロン・ポリエステル交織帆布10号

18)　ヒューズボックスにカバーを取り付ける。

19)　操縦手席の左足元に，足置きを設ける。

20)　操縦室内の適宜の位置に室内灯及びマップランプを取り付ける。

21)　操縦手席用及び助手席用のシートベルトは3点式とし，中央の座席用は2点式とする。

22)　助手席足元のウィンドウォッシャータンクのポンプをタンクの前方側に設ける。

23)　キャブ外側の左右に，キャビン乗降用グリップを設ける。

24)　操縦席及び助手席側に大型のアウターミラーを設ける。寸法は、縦310 ㎜，横160 ㎜を標準とする。

h)　荷台は，次による。

1)　荷台は，後部に安全バンドが取り付けられるほろ付きの一方開き鋼製とする。

2)　後あおりの中央内側に埋込式のステップを設ける。

3)　床板は，厚さ約1．２ ㎜の波鋼板とする。

4)　荷台の乗車定員は14名とし，乗員用の折り畳みいすとして兼用できる構造の前後2分割した木製サイドラックを設ける。

なお，いすとして使用する場合には，ロックできる構造とし，支え部はスライド式とする。

5)　ほろ骨は，鋼管製とし，取り外しができる構造とする。

6)　荷台用ほろは，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ビニロン・ポリエステル交織帆布10号[1]（OD色）とする。前後面は，透明ビニル製の窓付きとし，前窓は，取り外し可能な構造とする。

7) 両側面のあおりは，シェルタ固定用のアイボルトが取り付けられる構造とし，あおりの強度は，約4 263N{約435 kgf}とする。

8) 後あおり右側下面に，乗降のためのステップを設ける。

9) 後あおり上面に，乗降のためのテールゲートグリップ（パイプ式）を設ける。

i) 灯火類は，**表3**による。

なお，灯火類に使用する電球は，日本産業規格に規定されたもの，又は同等品を使用する。

表３－灯火類

名称		規定	数量
霧灯		24 V 35 W	2
管制用	運転灯	24 V 12 W	1
	制動灯・尾灯	24 V 5 W又は6 W	各2
	車幅灯		2

j) 附属装置などは，次による。

1) 予備タイヤ1本を収納できる取付具を取り付ける。

2) 燃料携行缶[2] 1個を収納できる取付具を，操縦室と荷台の間に取り付ける。

注[2] ＤＳＰ Ｚ １００５の燃料携行缶

3) 自動車番号標を，トラックの前部及び後部に取り付ける。

4) 洋形おの[3]，ショベル[4] 及びバチツルハシ[5] の収納箱を，荷台の右側下部に取り付ける。

注[3] 洋形おの，頭部重量約1．8 kg，頭部寸法約130 mm（刃先）×約170 mm，柄の長さ約900 mm

注[4] ＪＩＳ Ａ ８９０２のショベル，丸形2番

注[5] バチツルハシ，頭部重量約2．5 kg，頭部全長約600 mm，柄の長さ約900 mm

5) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，小銃保持具3個を，操縦室内の後方に取り付ける。

6) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，電源供給用ソケットを蓄電池付近に取り付けられる構造とする。

7) タイヤチェーン収納箱を，操縦室と荷台の間に取り付ける。

8) けん引装置の構造は，次による。

8.1) ピントルフック及びブレーキ用エアジョイントは，トラックの後端に取り付けるほか，1tトレーラ及び各種けん（牽）引砲（路上のみ低速走行）のけん引ができる構造とする。また，フレーム前部左右に，けん引，回収などに使用するフック（はずれ防止クリップ付き）を各1個設ける。

8.2) 7極電線カップリングのソケット[6] を，トラックの後端に取り付ける。

注[6] ＪＩＳ Ｄ ６６０６の７ＴＳ－１

9) ラジエータカバーを，ラジエータ前方に取り付ける。

10) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，中型輸送機による空輸及びプラットホーム投下に必要な器材の取付け並びに大型ヘリコプタによる懸ちょう（吊）空輸が可能な構造とする。

11) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，無線機アース用アーシングポイントは、荷台左右あおり上部に各1個取り付ける。

12) 地上無線機２号を搭載した場合，電波干渉が起こってはならない。

2.5.2 形状・寸法

形状及び寸法は，**付図１**を標準とする。

2.5.3　質量

質量は，**表４**を標準とする。

表４－質量　　**単位**　kg

区分		規定
空車質量		3 140
空車状態の配分質量	前	1 975
	後	1 165
標準積載状態の質量		4 880
最大積載状態の質量		5 380

2.6　外観・性能・機能

2.6.1　外観

外観は，次による。

a)　有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥があってはならない。

b)　各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.6.2　性能・機能

性能及び機能は，**付表１**の試験方法によって試験したとき，**表５**による。

表５－性能・機能

項目		規定
最大安定傾斜角		右側及び左側に35度未満の傾きで転覆してはならない。
走行性能	運行性能	異常があってはならない。
	最小回転(旋回)半径	7 m以下とする。
	渡渉能力	水位80 cmでの走行が可能とする。
	速度計目盛り調べ	訓令の規定に適合しなければならない。
	燃料消費率	6．5 km／L以上(60 km／h)とする。
	ブレーキ装置性能	訓令の規定に適合しなければならない。
	加速能力	発進加速200 mで19秒以下とする。
	惰行能力	異常があってはならない。
	最高速度	90 km／h以上とする。
	登坂能力	58％(tan)こう(勾)配の登坂が可能とする。
	最低速度	異常があってはならない。
	騒音	訓令の規定に適合しなければならない。
	排気	
機能		異常があってはならない。

2.7　塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，十分な防せい(錆)処理を行った後に，次の方法で上塗りを行う。

a)　車体外部は，次のいずれかによって塗装し，塗色については，ＮＤＳ Ｚ ８２０１の色番号2314(OD色7．5Y3／1)とする。

1)　ＪＩＳ Ｋ ５５７２の2種又は同等品

2)　ＪＩＳ Ｋ ５６５１の2種2号又は同等品

b)　シャシ(機関，排気管及び消音器を除き，バンパ及びディスクホイールを含む。)は，黒とし，契約の相手方の仕様によって塗装する。

c)　機関，排気管及び消音器は，契約の相手方の仕様によって塗装する。

2.8　製品の表示

製品の表示は，次による。

a)　1種銘板[7]を，操縦室内の見やすい位置に取り付ける。

注[7]　ＮＤＳ Ｚ ８０１１の角形銘板

b)　3種銘板[7]を，注意を要する箇所に取り付ける。

2.9　標識

標識は，訓令に基づく調達要求元の標識を表示する。

3　品質保証

3.1　検査

検査は，**付表１**による。

3.2　保証範囲

官側において，2.2の付加材等を取り付けて運用したことに起因する不具合については，品質保証の範囲外とする。

4　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　携行工具・附属品・予備部品

携行工具，附属品及び予備部品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表６～表８**による。

表６－携行工具

名称	数量	注記
携行工具	1組	製造者標準品

表７－附属品

名称	数量	注記
消火器	1	粉末消火器・ABC・1．0 kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品)とする。ただし，包装は除く。
非常信号灯	1	国土交通省保安基準適合品，乾電池式(単3アルカリ乾電池)，懐中電灯兼用式，ミニチュアバルブ(2．5 V以上，0．3 A)，肩掛けフック付き
安全バンド	1	荷台用
予備タイヤ	1	ホイール付き
始動用キー	2	――

表８－予備部品

名称		数量	注記	
電球	制動灯・尾灯	1	24 V 25 W／10 W	
	後退灯	1	24 V 25 W	
	番号灯	1	24 V 12 W	
	車幅灯	1	24 V 10 W／4 W	
	管制用制動灯	1	24 V 5 W 又は6 W	
収納箱		1	上記部品を収納できるものとする。	
ヒューズ		1	15 A	ヒューズボックス内に収納
		1	10 A	
		1	5 A	

5.2 承認用図面

契約の相手方は，製造に先立ち承認用図面を提出し，契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお，提出部数は，3部とする。

5.3 申請書類

契約の相手方は，訓令に基づく適用除外の申請のため，次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を経由の上，調達要求元に提出する。ただし，契約担当官等が認めた場合は，一部又は全部を省略してもよい。

a) 主要諸元表

b) 外観三面図又は外観四面図

c) 原動機性能曲線図

d) 走行性能曲線図

e) 主要部強度計算書

5.4 納入書類

5.4.1 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，トラック1両ごとに取扱説明書1部とする。

5.4.2 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表9による。

表９－提出書類

名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1	調達要求元	――――――――――
完成品写真		1組		キャビネ版四面（前後左右）

付表１－１$\frac{1}{2}$t トラックの検査項目，試験方法及び判定基準

検査項目			試験方法	判定基準
ねじ部品類			――――――――――	2.4による。
構造			――――――――――	2.5.1による。
形状			目視による。	2.5.2による。
寸法・質量			空車状態で，トラックの全長，全幅，全高，軸距，輪距（前後），最低地上高，荷台及び操縦室の寸法並びに車両質量について，計測器を使用して計測する。	2.5.2及び2.5.3による。
外観			目視による。	2.6.1による。
最大安定傾斜角			空車状態でトラックを傾斜台に載せ，トラックを左側及び右側に傾けたときの安定度を調べる。 　なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，省略してもよい。	2.6.2による。
走行性能	運行性能		ＪＩＳ Ｄ １０２２及びＪＩＳ Ｄ １０１８によって最大積載状態で200 ㎞以上走行し，その間各装置の機能，作動，漏れ，亀裂，破損，異音，過熱などを調べる。 　なお，この試験には起伏，凹凸のある場所で約10 ㎞を走行する不整地試験を含む。	
走行性能	最小回転（旋回）半径		空車状態で，かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して，低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。	
走行性能	渡渉能力		最大積載状態で，河底堅硬な静水中を走行して調べる。 　なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，省略してもよい。	
走行性能	定地試験	速度計目盛り調べ	ＪＩＳ Ｄ １０１１による。	
走行性能	定地試験	燃料消費率	ＪＩＳ Ｄ １０１２による。	
走行性能	定地試験	ブレーキ装置性能	主制動装置の試験は，訓令に基づき実施する。ただし，走行試験の場合は，初速60 km/hで停止距離を測定する。 駐車ブレーキは，最大積載状態で18％勾配（tan値）の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。 　なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，資料の提示に代えてもよい。	
走行性能	定地試験	加速能力	ＪＩＳ Ｄ １０１４による。	
走行性能	定地試験	惰行能力	ＪＩＳ Ｄ １０１５による。	
走行性能	定地試験	最高速度	ＪＩＳ Ｄ １０１６による。	
走行性能	定地試験	登坂能力	ＪＩＳ Ｄ １０１７による。	
走行性能	定地試験	最低速度	最大積載状態で，舗装路面上を4 ㎞／h以下の速度で10分間以上連続運行し，各部分の低速に対する作動状況，安定度などを調べる。	

付表１－１$\frac{1}{2}$ｔトラックの検査項目，試験方法及び判定基準（続き）

<table>
<tr><th colspan="3">検査項目</th><th>試験方法</th><th>判定基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">走行性能</td><td rowspan="2">定地試験</td><td>騒音</td><td>訓令の規定に適合していることを確認する。</td><td rowspan="3">2.6.2による。</td></tr>
<tr><td>排気</td><td>訓令の規定に適合していることを確認する。
なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，資料の提示に代えてもよい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">機能</td><td>作動，漏れ，異音，過熱などを調べる。</td></tr>
<tr><td colspan="3">塗装</td><td rowspan="3">目視による。</td><td>2.7による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">製品の表示</td><td>2.8による。</td></tr>
<tr><td colspan="3">標識</td><td>2.9による。</td></tr>
</table>

単位 mm

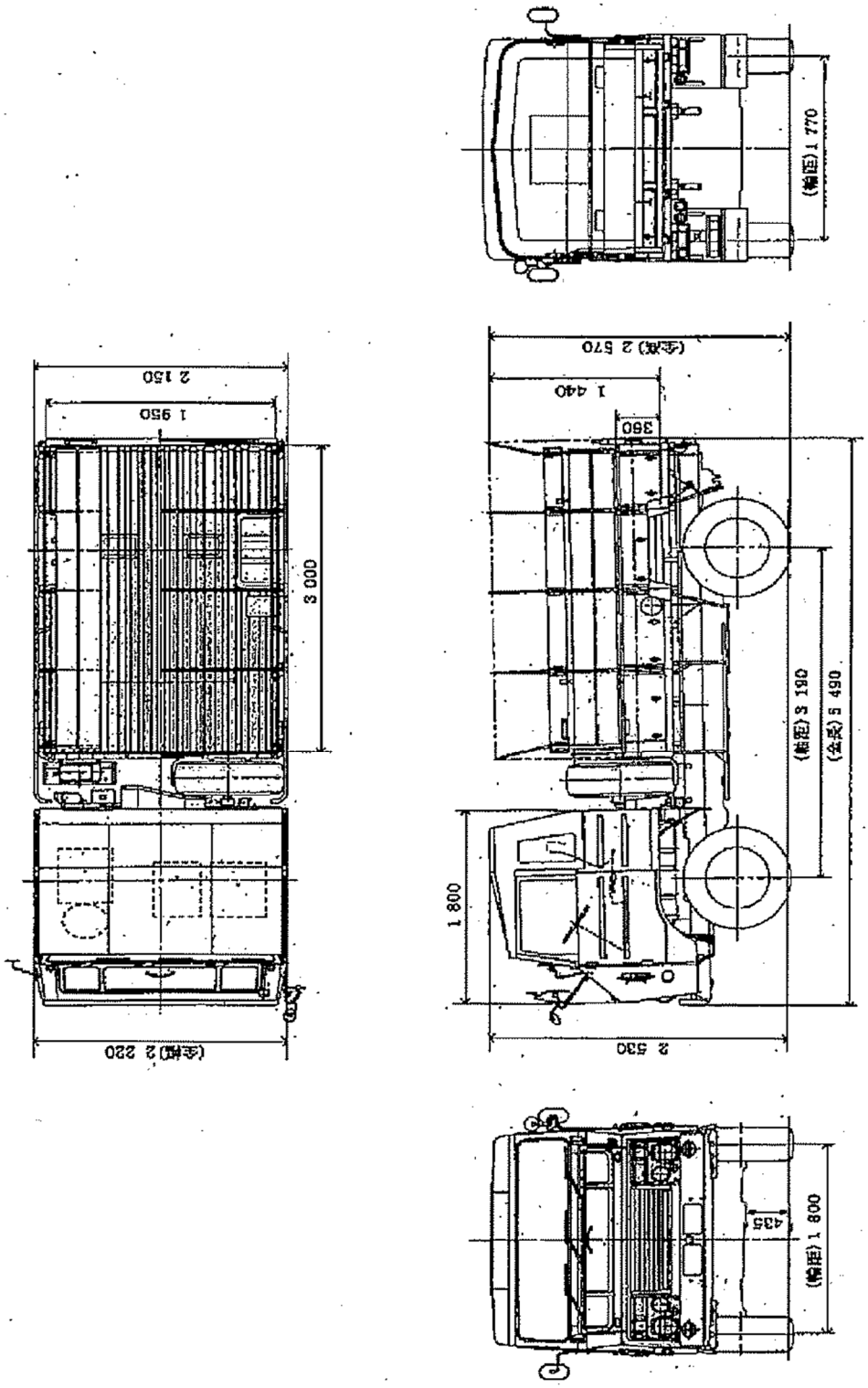

図番	付図1	名称	$1\frac{1}{2}$tトラック	尺度	—

防　　衛　　省